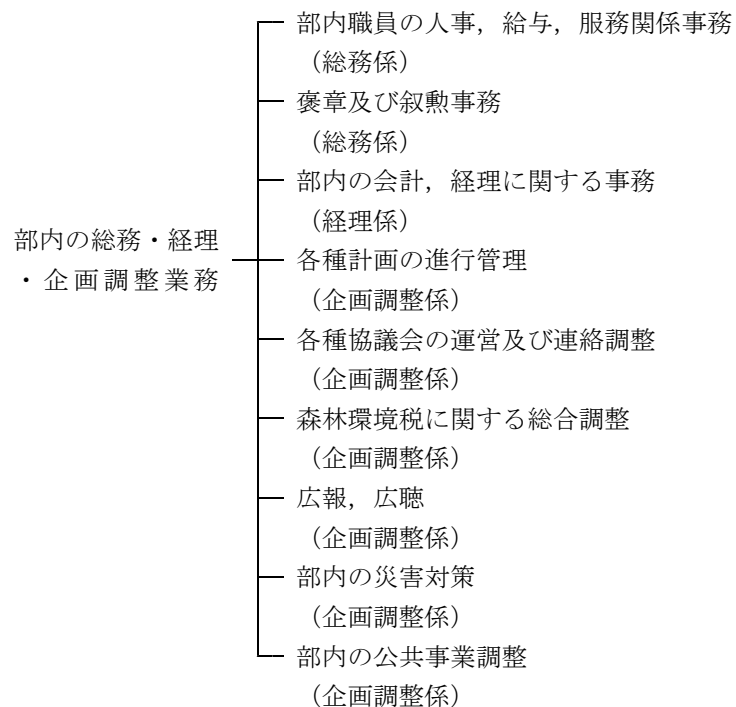
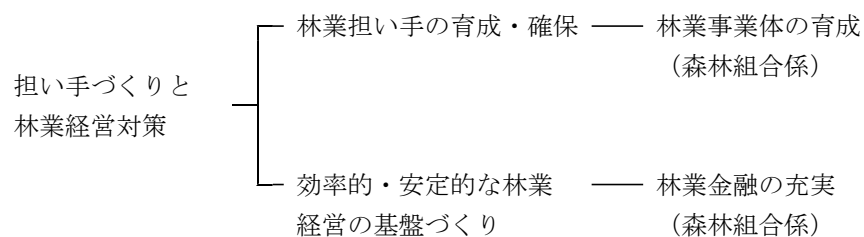


第 3 事 業 計 画

1 環 境 林 務 課

環境林務課の施策体系



技術管理係業務 — 森林土木事業に係る技術指導，設計基準・積算システム運用，
森林情報システム管理・運用

工事監査

工事監査業務 — 森林土木工事の監査・検査及び造林事業の監査

① 森林組合指導育成事業

(県単)

(通年)

1 目 的

林業の中核的担い手である森林組合の機能強化，体質の充実を図るため，常例検査，役職員研修等を実施する。

(平成27年3月末現在組合数 ----- 森林組合15，生産森林組合40)

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
(1) 常例検査	県	森林組合の健全な発展を図るため，森林組合法第111条第4項の規定に基づき，森林組合の組織，財務，業務会計の状況を検査し，改善を要する点について指導を行う。	県単
(2) 常例検査の事後確認検査	県	常例検査を実施した組合を対象として指摘事項の是正又は改善状況を確認する。	県単
(3) 経営改善指導	県	経営不振組合等の組織，財務，事業の内容を分析・検討し，経営改善のための指導を行う。	県単
(4) 研修費	県	検査職員の資質の向上を図るため，情報収集及び法令・会計処理等に関する研修に参加する。	県単
(5) 森林組合指導事業委託	県	森林組合に対する指導事業のうち，役職員研修を県森林組合連合会に委託して，森林組合の育成を図る。	県単
(6) 森林組合の概況作成	県	森林組合の一斉調査等を基に「森林組合の概況」を作成し，今後の健全な組合運営の参考にする。	県単
(7) 森林組合ブロック会議	県	九州各県で構成するブロック会議に参加し，情報交換及び研修等を行い，今後の組合指導等に資する。	県単

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
	組合	千円	千円	千円	%
(1) 常 例 検 査	6	600	600	586	102.4
(2) 常例検査事後確認検査	2	186	186	214	86.9
(3) 経 営 改 善 指 導	3	156	156	156	100.0
(4) 研 修 費		131	131	131	100.0
(5) 森林組合指導事業委託		148	148	160	92.5
(6) 森林組合の概況作成		88	88	89	98.9
(7) 森林組合ブロック会議		35	35	43	81.4
計		1,344	1,344	1,379	97.5

4 年度別事業実績

事業区分	25 年 度	26 年 度	27年度(見込み)
(1) 常 例 検 査	6組合	6組合	6組合
(2) 常例検査事後確認検査	2組合	2組合	2組合
(3) 経 営 改 善 指 導	4組合	4組合	3組合
(4) 研 修 費	129千円	149千円	131千円
(5) 森林組合指導事業委託	158千円	159千円	160千円
(6) 森林組合の概況作成	88千円	65千円	89千円
(7) 森林組合ブロック会議	1 回 (九州ﾌﾞﾛｯｸ会議)	1 回 (九州ﾌﾞﾛｯｸ会議)	1 回 (九州ﾌﾞﾛｯｸ会議)

② 林業振興資金貸付事業

(県単)

(継続 昭和38年度～)

1 目 的

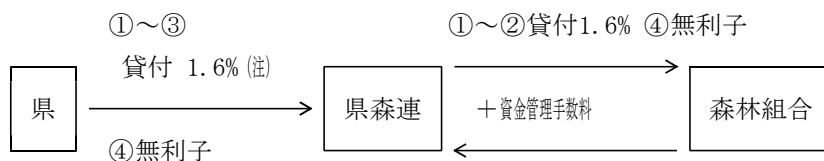
森林組合等が行う林産販売，森林造成などの事業に必要な資金を県が県森連を通じて低利又は無利子で貸し付ける。

(単年度貸付)

2 内 容

資 金 名	貸付利率	転 貸 限 度 額	貸 付 期 間	資 金 使 途	負担区分
林業振興資金	①林産販売資金	1.6% 1 組合当たり8,000千円 但し，合併組合（広域合併組合を除く）については8,000千円に地区内民有林面積を5,500haで除したものを乗じて得た額(百円単位)	4 か月以内	森林組合が行う林産販売事業に要する経費	県
	②森林造成資金	1.6% 1 組合当たり7,000千円 但し，合併組合（広域合併組合を除く）については7,000千円に地区内民有林面積を5,500haで除したものを乗じて得た額(百円単位)	6 か月以内	森林組合が行う造林事業及び森林病虫害防除事業に要する経費	
	③間伐材買取資金	1.6% —	1 年以内	県森連が間伐材を買取るために要する経費	
	④広域合併組合支援資金	無利子 流域合併組合 80,000千円以内 特認合併組合 40,000千円以内	6 か月以内	広域合併組合が行う造林事業，森林病虫害防除事業，合法木材の売買，境界の明確化等に要する経費	

(参考) 資金の流れ



(注) 貸付時期

4月 (430,000千円)

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費 (千円)	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
林業振興資金	—	430,000	千円 430,000	千円 430,000	% 100.0

4 (ア) 全体事業計画と実績

事業区分	全体計画		27年度末累計		年度別実績		
	期間	事業量(A)	事業量(B)	(B) / (A)	25年度	26年度	27年度
林業振興資金	—	—	—	% —	千円 430,000	千円 430,000	千円 430,000

4 (イ) 年度別事業実績

資 金 名	25 年 度		26 年 度		27 年 度 (12月末)	
	件 数	融 資 額	件 数	融 資 額	件 数	融 資 額
林 産 販 売 資 金	10	159,000	9	148,000	9	152,000
森 林 造 成 資 金	11	165,000	13	202,000	9	133,000
間 伐 材 買 取 資 金 (県 森 連)	1	30,000	1	30,000	1	30,000
広域合併組合支援資金	7	280,000	6	230,000	4	170,000
計	29	634,000	29	610,000	23	485,000

③ 農林漁業信用基金出資事業

(県単)

(継続 昭和38年度～)

1 目的

独立行政法人農林漁業信用基金の林業保証業務（林業者等への債務保証業務）の保証基盤を強化し、林業者の資金調達の円滑化を図るために、独立行政法人農林漁業信用基金に出資を行う。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
農林漁業 信用基金出資事業	県	<p>林業者等が金融機関から資金を借り入れる場合に、その借入に係る債務保証を行う農林漁業信用基金への県出資 (26年度の本県における債務保証倍率は最高限度である45倍)</p> $\text{保証倍率} = 30 + \frac{\text{県出資}(112,960\text{千円})}{\text{林業者等出資}(96,430\text{千円})} \times 15 > 45\text{倍}$	県 10/10

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費 (千円)	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
農林漁業 信用基金出資事業	—	—	千円 0	千円 0	千円 —

4 全体事業計画と実績

事業区分	全体計画		27年度末累計		年度別実績		
	期間	事業量(A)	事業量(B)	(B)/(A)	25年度	26年度	27年度
農林漁業 信用基金出資事業	—	—	—	—	千円 —	千円 —	千円 —

※ 出資金累計 112,960千円

(参考) 県内事業者に対する債務保証状況

区分	年度別実績					
	25年度		26年度		27年度(12月末)	
	件数	保証実行額	件数	保証実行額	件数	保証実行額
農林漁業信用基金による 債務保証状況	55	千円 1,321,897	48	千円 1,229,360	36	千円 905,137

④ 林業・木材産業改善資金貸付事業

(県単・一部国庫)

(継続 昭和51年度～)

1 目 的

林業経営及び木材産業経営の健全な発展，林業生産力の増大及び林業労働者の福祉の向上を図るため，林業・木材産業経営の改善促進，労働安全衛生機械・施設の導入，近代的な林業の経営及び技術の習得等に必要な資金を無利子で貸し付ける。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容		負担区分
林業・木材産業改善 資金貸付事業 (特別会計)	県	資金内容	別表のとおり	国 2 / 3
		申請窓口	各森林組合，県木材協同組合連合会	
		貸付審査	各地域振興局長等の調査・意見書を参考に，本庁の貸付審査会で貸付の可否を決定する。	県 1 / 3
		資金交付	申請窓口である森林組合，県木材協同組合連合会を経由し借受者の口座に振り込まれる。	
		償還方法	資金交付を受けた森林組合，県木材協同組合連合会を経由し県に償還する。	

3 事業計画

事業区分	事業量	総事業費 (千円)	予 算 額		
			28年度当初	27年度当初	前年度比
			千円	千円	%
貸付勘定	—	100,000	100,000	100,000	100.0
└ 林業分野への貸付	—	50,000	50,000	50,000	100.0
└ 木材産業分野への貸付	—	50,000	50,000	50,000	100.0
業務勘定		1,983	1,983	2,191	90.5
計	—	101,983	101,983	102,191	99.8

4 全体計画と実績

事業区分	全体計画		26年度末累計		年度別貸付実績					
	期間	事業量(A)	事業量(B)	(B)/(A)	25年度		26年度		27年度(12月末)	
					件	千円	件	千円	件	千円
貸付勘定	—	—	—	—	0	0	3	12,006	0	0
└ 林業分野への貸付					0	0	3	12,006	0	0
└ 木材産業分野への貸付					0	0	0	0	0	0
業務勘定	—	—				764		798		450

(別表)

林業・木材産業改善資金の内容

項 目	内 容
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none">○ 林業従事者である個人，その組織する団体○ 木材産業（木材製造業，木材市場，木材卸売業）を営む者，その組織する団体○ 林業を行う法人○ 上記の者が実施する林業・木材産業改善措置を支援する中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第1項の認定中小企業者等 ※ 貸付を受けるには，貸付申請書と同時に林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書を提出し，貸付資格の認定を受けることが必要である。
利 率	無利子
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none">○ 事業等を適正に実行するに当たり実際に要する費用の90%以内○ 一林業事業者ごとの限度額は 個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円 ただし，木材産業に係る者は1億円（個人，会社，団体）
償 還 期 間	償還期間は10年以内（据置期間3年以内）で，貸付対象施設の性質・規模・耐用年数等により決定される。
貸付対象となる取組 (林業・木材産業改善措置)	<ul style="list-style-type: none">①新たな林業部門の経営の開始②新たな木材産業部門の経営の開始③林産物の新たな生産方式の導入④林産物の新たな販売方式の導入⑤林業労働に係る安全衛生施設の導入⑥林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入
貸付対象となる主な資金使途	上記①から⑥の取組に要する次の費用 <ul style="list-style-type: none">・現在使用している機械・施設の改良や新たな機械・施設の購入に必要な資金・造林を行うための資材の購入，作業道作設等に必要な資金・立木の取得に必要な資金・立木の伐採，木材の搬出を行うのに必要な資金・林業経営を行うために使用収益権を取得するのに必要な資金・森林の施業又は立木の管理を長期委託するのに必要な資金・能率的な経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金・林業経営又は木材産業経営のための調査を行うのに必要な資金・通信・情報処理機材の購入に必要な資金・森林認証の取得に必要な資金 その他

⑤ 木材産業経営安定対策融資事業 (県単)

(継続 昭和37年度～)

1 目 的

木材価格の低迷など厳しい経営環境にある木材関連事業者及び林業者に対し、木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、運転資金を低利で融資し、経営の安定化及び業界の健全な発展に資する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分														
(1) 木材産業等高度化推進資金貸付事業(昭和54年～)	県	<p>木材の生産・加工・流通の合理化を促進することを目的に、合理化計画について知事の認定を受けた林材業者等並びに林業経営の改善を図ることを目的に、林業経営改善計画について知事の認定を受けた林業者に対して、必要な運転資金を低利で融資する。</p> <p>ア 農林漁業信用基金から年利率0.027%で借入れた預託原資200,000千円に同額の県資金を加えた預託金400,000千円を年利率0.027%で金融機関(鹿銀, 南銀, 農林中金, 商工中金)に預託する。金融機関は預託額の4倍(一部3倍又は2倍)相当の協調融資を行う。</p> <p>(内訳)</p> <p>4倍協調資金 貸付額 20,000千円 (融資枠 80,000千円)</p> <p>3倍協調資金 " 345,000千円 (" 1,035,000千円)</p> <p>2倍協調資金 " 35,000千円 (" 70,000千円)</p> <p>イ 貸付条件 別紙のとおり</p>	県 10/10														
(2) 木材産業振興資金貸付事業(昭和37年～)	県	<p>木材産業の振興を図るため、県の区域内において木材の生産又は流通の事業を営む者に対し、必要な運転資金を低利で融資する。</p> <p>ア 県は、資金原資を金融機関(南銀, 鹿相信)に預託し、金融機関は預託額の4倍相当の協調融資を行う。(預託額40,000千円, 融資枠160,000千円)</p> <p>イ 資金の使途及び貸付限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の使途</th> <th>融資(転貸)対象者</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付利率</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原木又は素材の購入, 素材の生産, 素材及び製材品の出荷並びに販売, 製材の加工</td> <td>木材業を営む者</td> <td>10,000千円</td> <td rowspan="3">1.6%</td> <td rowspan="3">1年以内</td> </tr> <tr> <td>製材業を営む者</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>木材業及び製材業を併せ営む者</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農林漁業信用基金の債務保証が活用できる。</p>	資金の使途	融資(転貸)対象者	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	原木又は素材の購入, 素材の生産, 素材及び製材品の出荷並びに販売, 製材の加工	木材業を営む者	10,000千円	1.6%	1年以内	製材業を営む者	20,000	木材業及び製材業を併せ営む者	20,000	県 10/10
資金の使途	融資(転貸)対象者	貸付限度額	貸付利率	貸付期間													
原木又は素材の購入, 素材の生産, 素材及び製材品の出荷並びに販売, 製材の加工	木材業を営む者	10,000千円	1.6%	1年以内													
	製材業を営む者	20,000															
	木材業及び製材業を併せ営む者	20,000															
(3) 農林漁業信用基金受託事業(昭和44年～)	県	<p>基金業務の円滑な推進を図るために必要な出資者等の調査及び基金利用の推進を図るための会議の開催</p>	基金 10/10														

3 事業計画

事業区分	総事業費	事業費内訳			予 算 額		
		貸付金	事務費等	償還金等	28年度当初	27年度当初	前年度比
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
(1)木材産業等高度化 推進資金貸付事業	600,086	400,000	32	200,054	600,086	600,086	100.0
(2)木材産業振興 資金貸付事業	40,000	40,000	-	-	40,000	40,000	100.0
(3)農林漁業信用基金 受託調査事業	128	-	128	-	128	128	100.0
計	640,214	440,000	160	200,054	640,214	640,214	100.0

※ 償還金等は農林漁業信用基金から借り入れた原資の償還金

4 全体事業計画と実績

事業区分	全体計画		25年度末累計		年度別実績		
	期間	事業量(A)	事業量(B)	(B)/(A)	25年度	26年度	27年度(12月末)
				%	千円	千円	千円
(1)木材産業等高度化 推進資金貸付事業	-	-	-	-	(1,340,000) 1,200,075	(1,295,000) 719,929	(1,247,000) 408,441
(2)木材産業振興 資金貸付事業	-	-	-	-	(160,000) 60,000	(160,000) 40,560	(160,000) 11,500
(3)農林漁業信用基金 受託調査事業	-	-	-	-	129	129	128
計	-	-	-	-	(1,500,000) 1,260,204	(1,455,000) 760,618	(1,407,000) 420,069

※ () は融資枠

(別紙) 木材産業等高度化推進資金の貸付条件等

資金種類	資金内容	貸付対象者	貸付限度額	利率(※)	償還期限	
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	立木購入代金、素材の購入代金、製材等の購入代金及び輸送費、素材・製品の加工を行うのに必要な資金等	合理化計画の認定を受けた森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、森林所有者、数人共同の事業体等、林野庁長官の定める事業体	1億円 (特認2億円)	短期資金 年1.60% (年1.50%)	短期資金 1年以内
	素材転換促進資金	原材料調達の一部を外材から国産材へ転換するための国産素材の購入代金及び輸送費等	合理化計画の認定を受けた森林組合、中小企業等協同組合等の組合及びこれらの連合会、木材製造業者、林野庁長官の定める事業体	1億円 (特認2億円)	短期資金 〔年1.30%〕	
	間伐等促進資金	間伐等に係る素材生産を行うのに必要な資金、間伐材等に係る製品の引取りに必要な資金、間伐材等の素材等の加工に必要な資金	合理化計画の認定を受けた森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくは連合会、森林所有者、市場開設者、数人共同の事業体等、林野庁長官の定める事業体	1億円 (特認2億円)	短期資金 年1.60% (年1.50%) 〔年1.30%〕	
構造改善合理化資金	チップ等安定供給資金	間伐材等チップの原材料となる間伐等の素材の生産及び間伐材等の素材の購入に必要な資金	合理化計画の認定を受けた森林所有者、森林組合、森林組合連合会、間伐等を行う素材生産業者及びそれらの組織する団体であって、契約・協定に基づき事業を実施する者	1億円 (特認2億円)	短期資金 〔年1.30%〕	短期資金 1年以内
	木材高度加工資金	木材の加工を行うのに必要な作業労賃等、JAS製品、乾燥材等の高度加工に必要な作業労賃等	合理化計画の認定を受けた森林組合、森林組合連合会、木材製造業者若しくはその組織する団体であって、契約・協定等に基づき高次加工機械等を導入している事業体	1億円		
	原木確保協定促進資金	原木を安定的に確保するため、立木又は素材の引取り及び木材加工に必要な作業労賃等	「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の木材安定供給事業に関する計画の認定者 契約・協定等に基づき木材の製造に係る事業体、木材の卸売・木材市場に係る事業体	3億円 (特認4億円以内)		
林業経営高度化推進資金	造林に必要な作業労賃、苗木代等、又は素材生産の請負わせを行うのに必要な費用等	林業経営改善計画の認定を受けた森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林所有者等 なお、素材生産の請負わせを行う場合には、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体等又は知事が認定した中核組合であること	5,000万円 (特認1億5千万)	短期資金 年1.60%	短期資金 1年以内	

※ 利率欄の裸書きは4倍協調，()は3倍協調，〔 〕は2倍協調の貸付利率

